

# ドライバー等安全教育訓練促進助成制度【全ト協助成制度】

## 【実施要領】

### 1. 助成対象

岐阜県内の営業所に所属するドライバー又は安全運転管理者等を下記に示す施設で実施される研修に派遣した場合に限る。

※事業者又は個人において、国の補助金（「人材開発支援助成金（事業者）」や「教育訓練給付制度（個人）」など）を受ける場合は助成対象とならない。

### 2. 助成対象研修施設

(1) 特定研修施設： ・中部トラック総合研修センター ・埼玉県トラック総合教育センター

(2) 指定研修施設

- ・自動車安全運転センター安全運転中央研修所
- ・クレフィール湖東 交通安全研修所
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー北海道
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー弘前
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー宮城
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー南湖
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー茨城
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー栃木
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミーぐんま
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー千葉
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー小田原
- ・新潟自動車学校
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー大原
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミーABOSHI
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミーテクノ
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミーONGA
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミー佐賀
- ・総合交通教育センタードライビングアカデミーMIYUKI

### 3. 助成対象研修及び助成額 ※別表のとおり

(1) 特別研修受講料の7割【Gマーク事業所の場合は、全額】

(2) 一般研修は定額1万円

(3) 上記(1)、(2)を合わせて1社当り5名までとする。

※中部トラック総合研修センターが行う研修で5名の枠を超えた場合は、「中部トラック総合研修センター・物流総合スキルアップ研修助成制度【岐ト協助成制度】」で助成(1日5,000円)致します。

### 4. 予算額 151万円(全ト協予算含む)

### 5. 受講手順等

(1) 助成適否の事前確認

資格・要件及び人数枠等について、岐ト協に事前確認を行う。

(2) 施設の予約と申込み

事前確認を得た後、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を岐ト協に対して提出する。

(3) 受講料の納入

受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入する。

(4) 報告書の提出

研修終了後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」を岐ト協宛提出。

### < 助成のフローチャート >

